

## 茨城県立医療大学女性研究者支援推進室設置要項

### (趣旨)

第1 この要項は、女性活躍推進法（平成29年法律第14号）に基づき、女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性研究者の研究活動を支援するための機関の設置及び組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2 機関の名称は、「女性研究者支援推進室」（以下、「推進室」という。）と称する。

### (所管)

第3 推進室は、総務委員会（以下、「委員会」という。）の所管とする。

### (構成員)

第4 推進室の業務を統括する責任者として推進室長を置く。推進室長は、教員の中から委員会委員長（以下、「委員長」という。）が指名する。

2 推進室の構成員は、前項に掲げる者のほか、委員長が推進室長と協議のうえ、教員の中から委員長が指名する。

### (業務)

第5 推進室が行う業務は、次の事項とする。

- (1) 女性研究者の支援向上に係る企画立案及びその実施
- (2) 女性研究者の支援向上に向けた普及啓発・推進活動
- (3) 女性研究者のキャリア形成支援活動
- (4) 本学が参加するつくば女性研究者支援協議会との連絡提携・情報交換
- (5) 女性研究者を取り巻くハラスメント防止の推進
- (6) 男女共同参画及びダイバーシティの取組み・推進に向けた検討
- (7) その他、女性研究者支援に関すること

### (事務)

第6 推進室の業務に必要な庶務は、事務局総務課において処理する。

### (委任)

第7 この事項に定めるもののほか、推進室の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。